

平成 27 年 5 月 20 日

各 位

東京都港区六本木六丁目 8 番 10 号  
会社名 株式会社モブキャスト  
代表者名 代表取締役社長 藪 考 樹  
(コード番号：3664 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理本部長 佐 武 利 治  
(TEL.03 - 5414 - 6830)

### 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年 6 月 27 日法律第 90 号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年 2 月 6 日法務省令第 6 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせします。なお、改定箇所につきましては、下線で示しております。

記

2012年5月16日制定  
2015年5月20日改定

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。
- (2) 「コンプライアンス規程」等に従い、担当責任部門は当社内の意思決定プロセス及び業務執行において、全社を横断する調査、監督指導を行う。
- (3) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
- (4) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- (5) 代表取締役社長直属部門として内部監査業務を所管する部門（以下、「経営企画室」と

いう。)を設けており、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行ない、その実現の支援を行う。また、内部監査の内容は、代表取締役社長以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。

- (6) 必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- (7) 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを構築・運用し、業務の改善に努める。
- (8) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い担当者を明確にし、適切に管理する。
- (3) 情報セキュリティに関する基本方針、細則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「コンプライアンス規程」を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見および不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進める。
- (2) 不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を委員長とする対策委員会を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。
- (2) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。
- (3) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率

的に職務の執行が行われる体制をとる。

## **5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1) 子会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告を行うほか、子会社の取締役会の決議・報告内容を当社取締役会において適宜報告する。
- (2) 当社の内部監査部門は、定期的又は臨時に子会社の内部監査を実施し、内部統制の整備を推進するとともに、改善策の指導、実施の支援・助言等を行う。
- (3) 当社の監査役は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、必要に応じて法令等に定める権限を行使し、子会社の調査等を行う。
- (4) 当社及び子会社は、内部通報制度を設け、当社及び子会社の役員・使用人は当社の窓口に直接または間接的に通報することができる。

## **6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

- (1) 経営企画室が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する。
- (2) 監査役が補助者の設置を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の職務を補助する使用人を決定する。

## **7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- (1) 監査役を補助する使用人を設置した場合、当該使用人はその要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。
- (2) 監査役を補助する使用人の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で、代表取締役社長が決定することとする。

## **8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (1) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を読覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求める。
- (2) 取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
- (3) 取締役及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したと

きは直ちに監査役に報告する。

#### **9. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査役会には法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- (2) 監査役、会計監査人及び経営企画室は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
- (3) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合をもつ。
- (4) 監査役会は独自に意見形成するため、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる。また、それに係る費用は、適時適切に会社が負担する。

#### **10. 反社会的勢力を排除するための体制**

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- (2) 反社会的勢力の排除に関する対応部門を設け、違法行為・不当要求へ対処する体制を整え、さらに反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを全ての従業員に周知徹底する。

以上